

保 福 第 112 号  
令和 2 年 5 月 20 日

厚生労働大臣 様

岩手県知事 達増 拓也



新型コロナウイルス感染症発生下における医療提供体制及び検査体制の  
現状に関する認識について（回答）

厚生労働省発健 0514 第 8 号により照会がありましたこのことについて、別添のとおり回答  
します。

【担当】

岩手県保健福祉部保健福祉企画室  
新型コロナウイルス感染症対策担当  
019-654-8073（担当：刈屋）

新型コロナウイルス感染症発生下における医療提供体制及び検査体制の  
現状の認識について

1 医療提供体制の確保について

(1) 地域医療体制の確保

① 現状

- ・ 受入施設については、感染症病床 38 床と併せて、一般病床において、簡易陰圧装置を 55 台整備し、合計 93 床を確保済みである。
- ・ 入院等搬送調整班、DMAT を配置し、患者の症状にあわせ、搬送先や搬送手段を調整する体制を構築している。

② 今後の課題等

- ・ 入院等搬送調整班をはじめとして、長丁場を見据えた体制づくりが必要である。
- ・ 妊娠中の看護職員や感染症に罹患した医療従事者の代替職員確保の支援等、地域医療を支えることができる医療体制の構築が必要である。

(2) 外来医療体制の強化

① 現状

- ・ 5 月 18 日に、県内の 2 つの二次医療圏に、ドライブスルー方式による発熱外来（地域外来・検査センター）が設置された。
- ・ 他の医療圏においても発熱外来（地域外来・検査センター）の早期設置に向けて、郡市医師会や関係団体、市町村等と協議を進めている。

② 今後の課題等

- ・ 地元医師会等と連携した運営体制の構築、発熱外来（地域外来・検査センター）設置に必要な資器材の確保が必要である。

(3) 入院医療体制の強化

① 現状

- ・ 軽症者等の宿泊療養施設として、まずは 60～100 室程度の宿泊施設を 1 棟借り上げることで調整を進めている。
- ・ 県全体では 300 室程度を確保する方向で、宿泊施設管理者等との調整を進めている。
- ・ ECMO（対外式膜型人工肺）、人工呼吸器、簡易陰圧装置の整備に係る経費を措置し、現在、整備を進めている。

## ② 今後の課題等

- ・ 感染管理に適した軽症者等宿泊施設の運営体制の構築が必要である。
- ・ 重症患者発生時に対応する医療人材の派遣や医師が感染した際の代替医師の派遣等、医療機関間の支援体制の構築が必要である。
- ・ 医療従事者の宿泊施設の確保が必要である。
- ・ 結核病床、休床病床の活用の検討が必要である。
- ・ 医療物資（マスク、個人防護具、試薬等、消毒用機器等）の確保が必要である。
- ・ 新型コロナウイルス感染症に対応する診療報酬の適切な評価が必要である。

## 2 検査体制の構築について

### (1) PCR等検査体制の強化

#### ① 現状

- ・ 岩手県環境保健研究センターにPCR検査機器を増設し、検査能力を拡充する。(40件/日⇒80件/日)
- ・ PCR検査の民間委託を開始した。(4月～)

#### ② 今後の課題等

- ・ 緊急時など、医師が必要と判断する場合のPCR検査等の受託検査態勢の拡充が必要である。
- ・ 民間検査機関におけるPCR検査の更なる拡充が必要である。
- ・ 医療機関におけるPCR等検査機器の導入を促進し、行政検査体制を拡充することが必要である。
- ・ PCR検査の試薬及び検体採取容器等の確保が必要である。
- ・ 抗原検査及び抗体検査の導入や技術開発が必要である。